

別添

規則等の名称	刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則（令和6年2月2日徳島県公安委員会規則第2号）
根拠法令	刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）
趣旨	刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）が公布され、逮捕状に代わるものの交付の請求をはじめとする被害者等の情報の保護に関する制度が令和6年2月15日から施行されることにより、この度、本県公安委員会が定める刑事訴訟法第八十九条第一項及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の改正を行うものです。
概要	「刑事訴訟法第九十九条第一項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員」の次に、「及び同法第二百一条の二第一項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」を加えた。
施行日	令和6年2月15日
県民意見等を募集しなかった理由	刑事訴訟法等が一部改正されたことに伴う所要の改正であり「国の行政機関が行政手続法の規定による意見公募手続を経て定めた命令等または他の実施機関がパブリックコメント手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等である。」に該当するため。
その他参考事項	